

社会福祉法人柏仁会 理事長の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏仁会の理事長の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事長は非常勤とし、業務に応じた報酬を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の算定)

第3条 理事長に対する報酬は、月額 125,000 円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬は、毎月 25 日に支給する。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に繰り上げる。なお、理事長に就任又は退任したときの報酬は、その日の属する月をもって支給月とする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人柏仁会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏仁会（以下「法人」という。）定款第8条第2項及び第21条の規定に基づき、評議員並びに役員 of 理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の理事長を除く役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 法人の役員等が評議員会、理事会又はその他の会議に出席したときは、その費用を弁償する。ただし、役員等が理事長、業務執行理事又は施設長を兼ねる場合については、その費用は弁償しない。

2 前項の費用弁償の額は、役職名、距離又は交通手段等の違いにかかわらず、一日につき一律5,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、役員等が法人の業務のため一時その住所を離れて旅行したときは、役員等及び職員旅費規程により旅費を支払うものとする。

(費用弁償の支払い)

第4条 費用弁償の支払いは、現金払いとする。

2 前条第3項の規定により支払われる旅費は、概算払いとし、業務終了後清算するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。